

平成 31 年 3 月 吉日

各位

(公社)若松法人会  
若松間税会  
若松税務署

## 消費税軽減税率制度・インボイス制度説明会のご案内

御承知のとおり、2019 年（平成 31 年）10 月 1 日から消費税率 10%への引上げと軽減税率制度が、また、2023 年（平成 35 年）10 月 1 日からインボイス制度が導入されることとされております。このたび、(公社)若松法人会では若松間税会及び若松税務署と共催でこれらの制度に係る説明会を下記のとおり開催いたします。**軽減税率制度やインボイス制度の内容を知りたい方、軽減税率対策（複数税率対応レジの導入など）に係る補助金を申請したい方など、是非この機会に御参加下さい。**なお、会員以外の方も参加頂けます。

### 記

#### ●開催日時、場所、席数

開催日	開催場所	席数	開催時間
5月28日 (火)	遠賀コミュニティーセンター 遠賀郡遠賀町大字広渡 23-6	各部回とも先着 100名	第一部 10時00分～(90分)
5月29日 (水)	若松市民会館 視聴覚室 若松区本町 3-13-1	席に限りがあります。 第一部と第二部は同じ内容です。	第二部 15時00分～(90分)

#### ●内容：①消費税 軽減税率制度の概要・軽減税率対策補助金制度について

#### ②消費税 インボイス制度の概要について

講師：福岡国税局 消費税課 軽減税率制度係長 井上博明 氏

#### ●参加費：無料

#### ●申込方法：本紙申込書に記載の上、(公社)若松法人会 事務局までFAXにて申込みください。

#### ●申込期限：平成 31 年 5 月 20 日（月） なお、申込人数が定員を超過した場合のみ連絡させていただきます。

#### ●主催：(公社)若松法人会 (Tel 093-761-5062 Fax 093-751-7730) 若松間税会 若松税務署

.....  
(公社)若松法人会 宛て  
(Fax 093-751-7730)

## 説明会 申込書

消費税 軽減税率制度・インボイス制度説明会の参加を申し込みます。

会社名等： \_\_\_\_\_ 電話番号：( ) \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_ 出席人数： \_\_\_\_\_ 名

参加日：5月28日(火) ・ 5月29日(水) (希望日に○をつけてください)

参加時間：第一部 (10時00分～) ・ 第二部 (15時00分～) (希望時間に○をつけてください)